省令手順書チェックシート

　省令手順書には、以下の内容が記載されていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 記　　　載　　　事　　　項 | チェック欄 |
| （１）患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。 |  |
| （２）患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。 |  |
| （３）患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。 |  |
| （４）患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。 |  |
| （５）患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。 |  |
| （６）毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。 |  |
| （７）患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。 |  |
| （８）お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること。（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等） |  |
| （９）お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。 |  |
| （10）薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。 |  |
| （11）開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師（かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。 |  |
| （12）医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。 |  |
| （13）上記の（３）、（４）、（５）、（６）、（10）、（11）、（12）の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。 |  |